

**いのち輝く未来社会をめざすビジョンにおける
「10 歳若返り」プロジェクト推進事業委託業務
(先端技術を活用したシニア世代向けプログラム)に係る企画提案仕様書**

1 業務名

いのち輝く未来社会をめざすビジョンにおける「10 歳若返り」プロジェクト推進事業委託業務
(先端技術を活用したシニア世代向けプログラム)

2 業務目的

大阪府では、2025 年大阪・関西万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」の理念を先取りした施策の推進を図るため、オール大阪で取組みを進めるアクションプランとして、2018 年3月に「いのち輝く未来社会をめざすビジョン」を策定。本ビジョンでは、「健康寿命の延伸」と「いきいきと長く活躍できる『10 歳若返り』」の2つを目標としている。

2025 年大阪・関西万博の1年前を迎え、本業務では、シニア世代の方々に先端技術を活用したプログラムを体験いただくことで、加齢等により健康に影響が生じて、生涯を通じて多様な活動を続けられることを実感いただき、外出などに向けた意識・行動の変容、身体・認知機能の維持・改善、生きがい・やりがいの発見などにつなげていくことを目的とする。

さらに、この事業を通じ、シニア世代の「10 歳若返り」に資するものの、広く認知されるには至っていないプログラムの普及につなげるとともに、府民の「いきいきと長く活躍できる『10 歳若返り』」の実現をめざす。

◆いのち輝く未来社会をめざすビジョン

万博のインパクトを活かして、生涯を通じて心身ともに健康で、それぞれの能力を活かして輝きながら暮らし続けることのできる「いのち輝く未来社会」を実現するために、「健康寿命の延伸」といきいきと長く活躍できる「10 歳若返り」を目標として、2018 年3月に策定したアクションプラン。

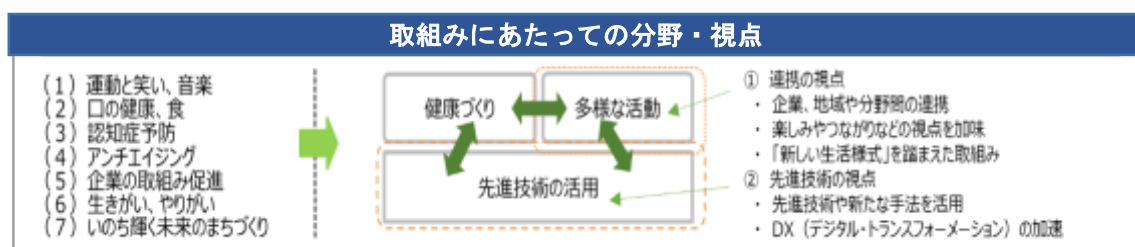
◆「10 歳若返り」の定義

健康寿命の延伸に加え、健康状態に応じて、誰もが生涯を通じ、自らの意思に基づき、活動的に生活できることと定義している。

http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/inochi_v/index.html(大阪府 HP)

◆「10 歳若返り」の進め方

「10 歳若返り」の取組みは、大阪府において、有識者の意見を踏まえて、(1)運動と笑い、音楽(2)口の健康、食(3)認知症予防(4)アンチエイジング(5)企業との取組み促進(6)生きがい、やりがい(7)いのち輝く未来のまちづくりの分野を柱として、「連携の視点」や「先進技術の視点」を踏まえて取り組むこととしているもので、府内の市町村や企業等においても、取組みの拡大をめざすもの。



◆これまでの取組み

○「10 歳若返り」実践モデル事業

https://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/inochi_v/2019jigyo.html

○「10 歳若返り」プロジェクト推進事業

https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/31009/00320769/03_r5_siryo1.pdf

https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/31009/00320769/R6.3_siryo01.pdf

3 履行期間

契約締結日から令和 7 年 3 月10日(月)まで

4 委託上限額

4,000,000 円(税込)

※本業務を履行するすべての経費を含む

5 業務内容及び企画提案を求める内容

(1)先端技術を活用したシニア世代向けプログラムの企画・実施等

①プログラムの企画・実施

- ・ 加齢や病気、身体の衰えなどにより健康や日常生活に影響が生じても、生涯を通じて多様な活動を続けられることをシニア世代の方々に実感いただき、外出などに向けた意識・行動の変容、身体・認知機能の維持・改善、生きがい・やりがいの発見などにつながるプログラムを企画・実施すること。
- ・ プログラムは、特別養護老人ホーム等の老人福祉施設、介護老人保健施設等の介護保険施設、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームなどのシニア向け住宅のほか、通所介護(デイサービス)などの通所事業所(以下、「高齢者施設等」という。)において、入居者や利用者に対して実施すること。
- ・ 高齢者施設等は、大阪府内に所在するものとし、2か所以上で実施すること。
- ・ プログラムは、センシングや VR など必ず先端技術を活用したものとし、これにより、取組みの効果や意欲を高めたり、取組みを容易にしたりすることが期待されるなど、活用の意義が明確であること。
- ・ また、シニア世代が安全に実施できるほか、取組みが継続するよう楽しみながら参加できるものとし、本業務の終了後、府域の高齢者施設等への普及が期待できるものとする。

(先端技術を活用したプログラムの例)

※本業務では、高齢者施設等におけるレクリエーションや機能訓練での普及を見据え、座位姿勢を一定時間保持できる方が参加できるものを想定しています。

※以下は一例のため、これに限らず、自由な提案を求めます。

- メタバースを活用し、バーチャル上でスポーツ対戦を実施
- センシング技術を活用し、身体を動かすことで楽器を演奏
- OVR を活用し、身体・認知機能の維持・改善につながるゲームを実施
- OVR を活用し、多様な体験機会を提供(旅行や趣味等)
- 高性能の機器や 5G を活用した対戦システム等による e スポーツの実施

- ・ プログラムの実施回数や期間は、プログラムの内容や②の効果検証を行うことを踏まえて設定すること。
- ・ なお、プログラムの実施にかかる関係者(高齢者施設等、先端技術にかかる企業・団体等)との調整も本委託業務に含む。

②効果検証

- ・ プログラムに応じた適切な手法・指標を用い、実施による効果の測定及び結果分析を行うこと。
- ・ また、アンケートにより、プログラムの体験者や高齢者施設等の関係者から、プログラムの感想や課題等を聴取し、今後のプログラムの普及に向けた改善点を取りまとめること。

③プログラムの普及につながる取組み

- ・ プログラムの実施内容や効果検証の結果が、高齢者施設等の経営者や職員に広く認知されるよう、事例発表や情報発信など効果的な取組みを行うこと。

<企画提案を求める内容>

公募要領7ページの「審査基準」に即して具体的に提案すること。ただし、次に掲げる事項が分かるものとする。

①プログラムの企画・実施

- ・ シニア世代を対象としたプログラムの内容
(プログラムの実施内容、実施期間、参加者数、所要時間 等)
- ・ プログラムの実施により期待される効果
- ・ 実施場所となる高齢者施設等の概要
(施設名、運営主体、所在地、定員、入居者・利用者の要介護度別人数 等)
- ・ 活用する先端技術の概要
(企業情報、先端技術の内容、シニア世代が使用する際の安全性 等)

②効果検証

- ・ 効果検証の方法
(効果検証の実施・監修者、用いる手法、計測・評価項目、実施フロー 等)
- ・ 体験者及び関係者向けに実施するアンケートの概要
(アンケートの設問 等)

③プログラムの普及につながる取組み

- ・ 取組みの内容(内容、実施時期 等)

※感染症の流行により、予定していた高齢者施設等でのプログラム実施が困難となった場合、他の施設での実施等について府と協議することができる。

(2)業務の実施体制の確保について

本業務について、高齢者施設等の入居者や利用者の健康・安全に配慮しながら、契約期間内に計画的かつ効率的に進行できるように計画を立てて進行管理を行うこと。

<企画提案を求める内容>

公募要領7ページ「審査基準」に即して具体的に提案すること。ただし、次に掲げる事項がわかるものとする。

①業務実施体制及び人員

(連携先【高齢者施設等、企業、団体、大学、有識者等】、役割分担、配置人員数、資格・技術 等)

②契約期間内の全体スケジュール

③感染症対策

④コンプライアンスへの取組み(体制、確認方法など)

6 本業務の成果物

(1)成果物の内容

○実績報告書

- ・実績報告書の提出媒体については、CD-R 又は DVD-R に word 及び pdf データを保存し、1枚提出するとともに、併せて、紙媒体にカラー出力したものを1部提出すること。

(2)成果物の提出時期及び提出場所

○成果物の提出時期

- ・成果物は、令和 7 年3月10日(月)までに提出すること。
- ・成果物の提出をもって本業務の履行完了となる。

○成果物の提出場所

大阪府政策企画部企画室連携課連携グループ

- ・住所:大阪市中央区大手前2丁目1番 22 号 府庁本館3階
- ・電話番号:06-6944-6118

7 著作権に係る留意事項

- ・成果物及び成果物に使用するため作成したすべてのもの(原稿及び写真、データ等)の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条に定める権利を含む)は、発注者に帰属するとともに、本業務終了後においても発注者が自由に無償で使用できるものとする。
- ・受注者は著作者人格権を行使しないものとする。
- ・著作権、肖像権などの権利関係の処理・調整については受注者が行い、成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。
- ・成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。

8 委託業務の実施上の留意点

- ・業務の遂行にあたっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。
- ・本業務を通じて知り得た情報(個人情報を含む)は、業務実施以外の目的で利用してはならない。
- ・再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は発注者と協議の上決定する。

9 委託業務の実施状況の報告

- ・受注者は契約締結後、随時、本業務の準備状況、実施状況等を書面により大阪府に報告すること(様式自由)。
- ・受注者は、事業が著しく遅滞した場合などは、発注者の求めに応じて原因の分析、課題の抽出、改善策の策定など必要な措置を行い、その結果について書面で報告すること。
- ・発注者は、必要に応じて、業務の準備状況、実施状況等について報告を求めることがあるため、受注者はこの求めに応じなければならない。

10 書類の保存

- ・受注者は、会計に関する諸記録を整備し、事業年度終了後5年間保存するものとする。

11 その他留意事項

- ・受注者は、契約締結後直ちに業務の実施体制に基づく責任者を指定し、発注者へ報告すること。
- ・受注者は、契約締結後 14 日以内に、業務実施計画書(業務スケジュール)を発注者へ提出すること。
- ・受注者は、契約締結後、業務の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。
- ・本業務の実施にあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、業務を遂行する。
- ・受注者は、業務の具体的な内容については、大阪府と協議の上で決定すること。